

下水道 — 人、まち、水の未来のために

# 綾部市公共下水道



綾 部 市

## はじめに

綾部市では、快適で住みよい街づくりをめざして平成元年度から公共下水道事業に着手してきました。

このたび、みなさまのご理解と、ご協力によりまして供用開始ができるようになりました。

下水道が完備しますと、その地域の環境が改善され、利便性、快適性が著しく向上する反面、多額の費用を必要とするため、財源の確保が課題となっています。

このパンフレットでは、処理区域内のみなさまにご負担していただくことになる「受益者負担金」「下水道使用料」そして「融資あっせん制度」などについてまとめてあります。

パンフレットをよくお読みいただき、みなさまの下水道事業へのご理解を深めていただきますようお願いいたします。



**下水道事業の推進にご協力ください**

# 受益者負担金について

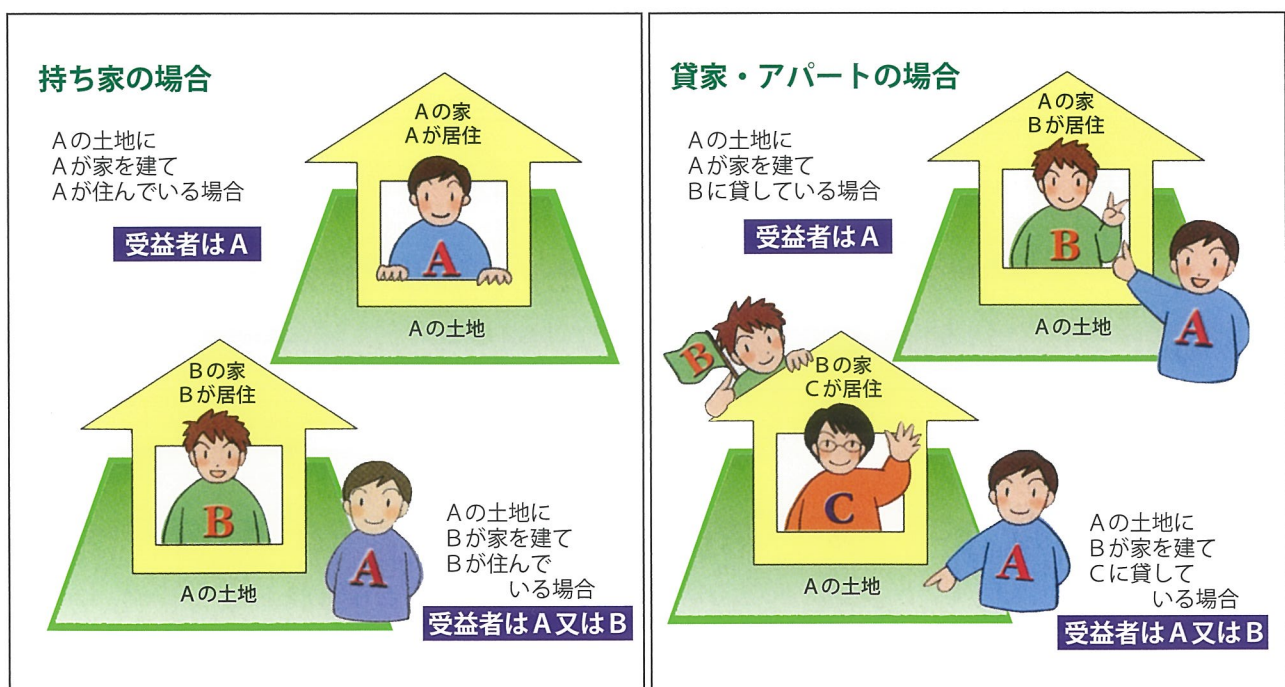
## ● 受益者負担金とは

下水道の整備により生活環境の向上等の利益を受けることができる地域の人に、建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金です。受益者負担金は、下水道事業に要する多額の建設費をまかなう財源の一部として大きな役割を果たしています。

## ● 納めていただく人は

原則として土地所有者になります。ただし、負担の対象となる土地に地上権、質権または使用貸借もしくは賃貸借などの権利が設定されている場合は、それぞれ地上権者、質権者または使用借主もしくは賃借人となります。

## 負担金を納める人の例



## ● 負担額は

1平方メートル当たり490円です。

たとえば、土地の面積が300㎡だとすると

土地の面積	負担金額
300㎡	$300\text{㎡} \times 490\text{円} = 147,000\text{円}$

となります。

## ● 徴収納期は

3年に分割し、1年を4期に区分します。

第1期	6月16日から同月30日まで
第2期	9月16日から同月30日まで
第3期	12月16日から同月30日まで
第4期	翌年2月16日から同月末日まで

**受益者に変更があった場合は、遅滞なく変更の届出をしてください。**

受益者負担金には、次のような制度があります。

## ● 一括納付報奨金制度

納付した額の100分の5の割合を乗じて得た額（限度額20,000円）

たとえば、負担金額147,000円の場合

負担金額	報奨金
147,000円	$147,000\text{円} \times 5\% = 7,350\text{円}$

納付金額は、

$$\text{負担金額} - 7,350\text{円} = 139,650\text{円}$$

## ● 徴収猶予制度

災害、盗難等やむをえないと認められる理由で、受益者が当該負担金を納付することが困難であるときは、その程度により負担金の徴収猶予が受けられます。

## ● 減免制度

国または地方公共団体が公共の用に供している土地等については、その実情により負担金の全部もしくは一部の減免を受けることができます。

**徴収猶予と減免について、くわしくは下水道課へおたずねください。**



## 融資あっせん制度について

### ● 融資あっせん制度とは

個人住宅、または個人が経営するアパート等で、水洗トイレに改造する工事費等を一時に負担することが困難な場合、一定の要件を満たしている人に対して、市が指定した金融機関からの融資のあっせんを行います。

くわしくは、下水道課へおたずねください。

# 下水道使用料(下水道料金)について

## ● 下水道使用料(下水道料金)は

下水道の管理運営の財源として使われ、納めていただく人は、下水道を使用する人です。

下水道使用料(下水道料金)は、次の表のとおりです。 (2か月当たり・消費税別)

基本料金 金額	従量料金 (排除汚水量1立方メートルにつき)	
	排除汚水量	金額
2,000 円	1~20 立方メートル	40 円
	21~40 立方メートル	110 円
	41~200 立方メートル	200 円
	201~500 立方メートル	260 円
	501 立方メートル以上	280 円

- ① 排除汚水量とは、上水道のみ使用の場合は、上水道の使用水量(検針水量)です。
- ② 上水道以外の井戸水等を家事にのみ使用の場合は、居住人数に応じた認定水量(みなし水量)により算定します。井戸水等を使用の方で居住人数に変更が生じた場合は、届出が必要です。
- ③ 上水道と井戸水等の併用使用の場合は、上水道の使用水量に井戸水分の認定水量(みなし水量)が加算されます。

## ● 請求方法は

上下水道料金の一括請求を行っていますので、2か月に一度下水道料金と上水道料金の合計金額で請求します。

下水道の使い始めの請求は、検針日が異なるため、下水道と上水道の使用水量にずれが生じます。

## ● お支払い方法は

はがきサイズの納付書による現金払い又は口座振替となります。

(下水道へ接続された時点で、上水道料金のお支払い方法が口座振替の方は、下水道料金も自動的に口座振替となり、合計金額での引き落としになります。)

新たに口座振替への変更を希望される方は、金融機関の窓口で備え付けの用紙に記入して手続きをお願いします。

# 上下水道料金早見表

この早見表は、一般用水（量水器13mm・20mm）のものです。

浴場・臨時用水、その他の口径の場合は料金が異なります。

【一般用水（量水器13mm・20mm）使用、2か月当たり・消費税別】

水 量 (m <sup>3</sup> )	下水道 料金(円)	上水道 料金(円)	水 量 (m <sup>3</sup> )	下水道 料金(円)	上水道 料金(円)	水 量 (m <sup>3</sup> )	下水道 料金(円)	上水道 料金(円)
1	2,040	2,350	35	4,450	6,525	69	10,800	14,645
2	2,080	2,400	36	4,560	6,740	70	11,000	14,890
3	2,120	2,450	37	4,670	6,955	71	11,200	15,135
4	2,160	2,500	38	4,780	7,170	72	11,400	15,380
5	2,200	2,550	39	4,890	7,385	73	11,600	15,625
6	2,240	2,600	40	5,000	7,600	74	11,800	15,870
7	2,280	2,650	41	5,200	7,815	75	12,000	16,115
8	2,320	2,700	42	5,400	8,030	76	12,200	16,360
9	2,360	2,750	43	5,600	8,275	77	12,400	16,605
10	2,400	2,800	44	5,800	8,520	78	12,600	16,850
11	2,440	2,850	45	6,000	8,765	79	12,800	17,095
12	2,480	2,900	46	6,200	9,010	80	13,000	17,340
13	2,520	2,950	47	6,400	9,255	81	13,200	17,585
14	2,560	3,000	48	6,600	9,500	82	13,400	17,830
15	2,600	3,050	49	6,800	9,745	83	13,600	18,075
16	2,640	3,100	50	7,000	9,990	84	13,800	18,320
17	2,680	3,150	51	7,200	10,235	85	14,000	18,565
18	2,720	3,200	52	7,400	10,480	86	14,200	18,810
19	2,760	3,250	53	7,600	10,725	87	14,400	19,055
20	2,800	3,300	54	7,800	10,970	88	14,600	19,300
21	2,910	3,515	55	8,000	11,215	89	14,800	19,545
22	3,020	3,730	56	8,200	11,460	90	15,000	19,790
23	3,130	3,945	57	8,400	11,705	91	15,200	20,035
24	3,240	4,160	58	8,600	11,950	92	15,400	20,280
25	3,350	4,375	59	8,800	12,195	93	15,600	20,525
26	3,460	4,590	60	9,000	12,440	94	15,800	20,770
27	3,570	4,805	61	9,200	12,685	95	16,000	21,015
28	3,680	5,020	62	9,400	12,930	96	16,200	21,260
29	3,790	5,235	63	9,600	13,175	97	16,400	21,505
30	3,900	5,450	64	9,800	13,420	98	16,600	21,750
31	4,010	5,665	65	10,000	13,665	99	16,800	21,995
32	4,120	5,880	66	10,200	13,910	100	17,000	22,240
33	4,230	6,095	67	10,400	14,155			
34	4,340	6,310	68	10,600	14,400			

住んでよかった…

ゆったりやすらぎの

**田園都市・綾部**



■ご相談・お問い合わせは

【受益者負担金・使用料について】

**綾部市上下水道部下水道課管理担当**

☎ 0773(42)4294

【工事について】

**綾部市上下水道部下水道課公共下水道担当**

☎ 0773(42)4295